

採用後の処遇についてQ&A

Q 勤務時間・休日は？

A 勤務時間は1日7時間45分で、原則として午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時まで昼休憩)となります。休日は、土曜日・日曜日と祝日が休みの完全週休二日制です。

ただし、一部のハローワークでは、平日午後7時までの遅出勤務や、交代制による土曜勤務があります

休暇は、年間20日(4月採用の方は15日)の有給休暇のほかに、夏季休暇(7月から9月の間に3日間)、結婚、忌引などの特別休暇や病気休暇があります。

Q 初任給は？

A 平成30年4月1日付け一般職(大卒程度)採用の場合、基本給178,200円その他、支給要件に応じて、通勤手当(月額最高55,000円)、住居手当(月額最高27,000円)、扶養手当(配偶者6,500円、子10,000円、子以外は1人当たり6,500円)等各種の手当が支給されます。

その他、都市部で勤務する職員には、その地域に応じて基本給等の3%~16%の地域手当が加算されます。

Q 採用後の研修は？

A 採用後、愛知労働局において、東海ブロックの新規採用者を対象に、公務員としての心構えをはじめ基本的な知識を習得するための新規採用職員研修が行われます。

また、採用1年目に埼玉県朝霞市の労働大学校において、約1週間の中央研修が行われます。

その後は、新たな職務に就く場合や昇進するに際して、その職務に対応した研修が行われます。

Q 宿舎へは入居できますか？

A 独身者用宿舎や、世帯用宿舎に入居することができます。ただし、戸数に限りがあるので、宿舎に入居できない場合は民間アパート等への入居をお願いすることがあります。（民間アパートへ入居した場合は、住居手当が支給されます。）